

飯塚市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、飯塚市長より定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第24条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和4年2月22日

飯塚市監査委員 篠崎 充 俊
飯塚市監査委員 吉田 健 一

- 1 措置を講じた部署 企業管理課
- 2 措置状況の内容 別紙のとおり

定期監査の結果に基づく検討改善事項の措置状況

企業管理課【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 公印の管理について（局長指摘事項）</p> <p>飯塚市公印規則（以下「規則」という。）第8条第2項によれば「公印を使用する者は、公印使用簿に所要の事項を記載し、公印管理者等の許可を得なければならない。（略）」と規定されている。</p> <p>しかしながら、文書と公印使用簿を確認したところ、公印を使用したにもかかわらず、公印使用簿にその記載がないものが確認された。</p> <p>このことは、前回の定期監査において局長指摘事項とし、措置状況で「公印使用簿記載を省略することのないように徹底いたします」との回答を受けているものの、改善がなされていない。</p> <p>公印の管理は、規則第4条に「公印の取扱いは、厳正かつ確実にいき、盗難、紛失、不正使用等の事故がないよう管理し、及び使用しなければならない。」と規定されていることから、取扱責任者はその管理を厳格に行うとともに、公印の取扱いについて職員への指導を徹底すること。</p>	<p>飯塚市立病院改修工事に関する「委託及び工事完成確認通知書」2件について、令和3年12月23日に公印使用簿に遡及記載し是正した。併せて公印使用簿記載を徹底するため、公印取扱責任者より全課員へ口頭指導を行った。今後は、本市公印規則を遵守し、適正な事務処理を行う。</p>
<p>2 決裁について（局長指摘事項）</p> <p>飯塚市企業局事務取扱規程別表第1によれば、局長専決事項として、下記のとおり規定している。</p> <p>(25) 1件2,500万円以上4,000万円未満の工事の請負契約に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、予定価格の決定及び契約の締結に関すること。</p> <p>(27) 1件500万円以上の所管工事のしゅん工検査報告に関すること。</p> <p>(28) 1件100万円以上の委託業務及び修繕業務検査報告に関すること。</p> <p>(29) 1件2,500万円以上の工事請負契約に係る工事完成確認通知に関すること。</p> <p>しかしながら、局長の決裁漏れや決裁権者を錯誤しているものが散見された。</p> <p>しゅん工検査・業務委託報告書については、事務の一部を建築課職員へ併任しており、そのときの事務処理についての確認が不十分であったと史料する。</p> <p>今後は、飯塚市企業局事務取扱規程を遵守し、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>以下の文書について、令和3年12月23日に各決裁権者による決裁の取り直しを行った。</p> <p>① 局長印漏れ1件（飯塚市立病院改修（給排水衛生設備）工事契約締結伺い）</p> <p>② 局長決裁のところ課長決裁としていたもの6件（飯塚市立病院改修（給排水衛生設備）工事しゅん工検査報告書他）</p> <p>③ 局長決裁のところ企業管理者決裁としていたもの1件（飯塚市立病院管理棟改修工事完成確認通知書）</p> <p>④ 課長決裁のところ局長決裁としていたもの1件（高雄ポンプ場1・2号送水ポンプ外1件改良工事完成確認通知書）</p> <p>このうち、市立病院改修工事関係書については、事務を市長部局建築課職員が併任し行っており、企業局及び市長部局との事前の事務処理確認が十分でなかったことが原因で、決裁区分の誤りが生じていた。今後同様の事案が発生した場合は、市長部局と事務処理についての確認を徹底するとともに、当局事務取扱規程に則り、適正な事務処理を行う。</p>